

令和 7 年 2 月市議会定例会 提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

昨年は、本県から初となる内閣総理大臣が誕生しました。石破総理には、日本のため、また、国民の安全、安心を守るため、ますますご活躍されることを心より願っております。

石破総理は、就任後の所信表明演説で、日本の未来を創り未来を守ると宣言され、なかでも「地方を守る」として「地方こそ成長の主役」であり、地方創生をめぐる、これまでの成果と反省を活かして、「地方創生 2. 0」として再起動させると述べられました。

また、先月 24 日召集の通常国会における施政方針演説では、我が国に活力を取り戻す「地方創生 2. 0」を推進するため、5つの政策の柱を設け、「令和の日本列島改造」として強力に取り組むことを表明されました。

本市といたしましても、過去 10 年の地方創生の取り組みを検証し、地域住民の連携をいままで以上に強め、全市民が力を合わせて、誰もが住み慣れた地域で心豊かに、安心して住み続けられる鳥取市の実現に向け、「とっとり創生 2. 0」として踏み出してまいります。

2. 令和7年度の重点施策

(1) 幸せを呼ぶ「麒麟のまち」からの日本創生

石破総理が掲げる5つの政策の柱のひとつに、都道府県域を超えた自治体同士の広域連携の新たな枠組みである「広域リージョン連携」が位置づけられています。

本市は、15年前の平成22年3月、「鳥取・因幡定住自立圏」を形成し、生活圏・文化圏を共有する市町が連携・協力して発展する取り組みを始めました。その後、中核市となり、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」に発展させ、現在、県東部4町に兵庫県新温泉町と香美町を加えた1市6町の枠組みで様々な取り組みを進めています。この県境を越えた広域連携こそが、まさに広域リージョン連携であり、これをさらに深化・発展させることが石破総理の提唱された「地方創生2.0」の推進につながるものと考えています。

そして、本市を含む麒麟のまち圏域の1市6町は、国の動きにあわせて、本年2月、新たに「因幡・但馬麒麟のまち創生総合戦略」を策定し、構成市町の垣根を超え、連携してさらに強力に地方創生に取り組むことといたしました。1つの市町では対応不十分な課題に、1市6町が連携して取り組み、大きな効果を生むことで、それぞれの市町の地方創生を後押しし、それが圏域全体の地方創生につながると確信しています。

圏域版の総合戦略は全国に先駆けた取り組みであり、まずは、農産物の販路拡大などによる農山漁村・第一次産業の活性化、山陰海岸ジオパ

ークや日本遺産を活用した圏域を周遊する広域観光連携の強化、路線バスへの交通系ＩＣカードの導入による利便性向上など、様々な施策を連携して取り組み、若者や女性をはじめ多くの人に選ばれる、夢や希望が持てる圏域づくりを、共に進めてまいりたいと考えております。

（２）若者視点の地方創生

本市は昨年６月に設置した、人口減少対策推進本部「若手職員によるプロジェクトチーム」において、若者の視点での地方創生に資する実効性のある様々な施策を検討してまいりました。

このうち、順調に検討が進んだ、若者や女性が就職先として魅力を感じる企業の誘致に向けた調査や、県外のリモートワーク人材を関係人口につなげるプログラムの実施、県外の若者が市内でアルバイトを行いながら地域と交流する仕組みの創出、麒麟のまち圏域の学生と若手社会人がつながる機会の創出など、若者定住や関係人口の創出につながる施策については、来年度から速やかに着手します。

さらに、若者の意見を市政へ反映させることを目的に設置している「とっとり若者地方創生会議」についても、来年度から委員の選任要件を拡充し、本市に在住したことのある市外の若者がオンライン参加で活動できる「市外委員」を創設するなど、様々な施策に若者の視点を取り入れ、地方創生の取り組みをさらに加速してまいります。

（３）まちなかの未来づくり

人口が減少するなか、地域がこれからも持続可能なものであり続けるためには、地域の「稼ぐ力」を高めていくことが重要です。私の市長就任前、平成２５年度決算において、２３１億円だった市税収入は、令和７年度は２４６億円を見込むなど、これまでの取り組みが着実に成果を上げているところであり、さらに市民の皆様の所得を増やし、圏域が一体となってまちの価値を高めていくことが、本市の明るい未来につながるものと考えております。

本年３月には、企業誘致、創業・スタートアップ支援、働き方改革、転職なき移住の４つを組みの柱とする「(仮称)まちなか再生戦略」を策定することとしており、来年度は、この戦略を推進するための拠点となる施設を整備することにより、まちなかに起業・創業や働く場をつくることで、新たな人の流れを創出し、まちなかエリアの価値を高め、民間投資の呼び込みにつなげてまいります。

また、鳥取城跡エリアでは、史跡鳥取城跡中ノ御門渡櫓門が本年３月に完成し、４月下旬には通り抜けができるようになる見込みです。市民が熱望している三階櫓の早期の復元整備について検討を進めるとともに、鳥取城跡の新たな魅力として定着しつつある石垣のライトアップや「鳥取城跡ときめきマルシェ」を継続的に開催することで、観光地としての拠点性を高めてまいります。また、鳥取城跡と鳥取駅をつなぐ商店街を、影絵や提灯による照明演出をはじめ、若手商店主の皆様と連携し

た賑わいイベントの開催などにより魅力の創出を図るなど、まちなかエリア一帯の滞在性・回遊性の向上に取り組んでまいります。

そして、鳥取を訪れる人が最初に目にする、まちのシンボルであり顔でもある中心拠点「鳥取駅周辺」は、人口減少社会においても、持続可能なまちづくりを牽引する新時代の創生拠点として、半世紀ぶりの再生に取り組んでいます。そのため、県、ＪＲ西日本、地元経済界などと官民一体となり、また市民の皆様のご意見をお聞きしながら、様々な取り組みや議論を重ねているところです。来年度は、こうした議論の結果などを踏まえ、再生の骨格となる交通ターミナルや複合施設などの配置計画や整備手法などを盛り込んだ「鳥取駅周辺再生整備計画」の策定を着実に進めてまいります。

これらの事業を力強く推し進め、多くの皆様に、まちが動き出した、まちは生きていると実感してもらうことで、鳥取市のみならず、麒麟のまち圏域全体で希望が持てる、「今日より明日はよくなる」と実感できるまちづくりに、全力で取り組んでまいります。

（４）地域経済の好循環・中山間地域振興

「大阪・関西万博」がいよいよ本年４月開幕します。関西パビリオンに出展される鳥取県ゾーンのメイン展示「鳥取無限砂丘」をはじめ、ＪＲ西日本や県内自治体と連携した謎解きツアーの開催、砂の美術館第１６期展示「砂で世界旅行・日本」の開催、さらにはアクセスが飛躍的

に向上している「鳥取市観光サイト」の多言語化など、本市の魅力を世界に向けて発信し、誘客を図ってまいります。

また、8月には本市においてインターハイ（全国高等学校総合体育大会）の相撲競技とホッケー競技が開催されます。全国から訪れる多くの方を、温かいおもてなしの心でお迎えし、高校生が生徒相互の親睦を深め、大会スローガンである「輝け君の青春 刻め努力の軌跡」にふさわしい大会となるよう全力で取り組んでまいります。加えて、山口県岩国市、福島県郡山市との周年事業も控えており、年間を通じて国内外から人を呼び込むことで賑わいを創出してまいります。

さらには、2024年の訪日外国人客数が3,600万人を超え過去最高となるなど、旺盛なインバウンド需要の獲得に引き続き力強く取り組むとともに、令和10年6月の砂丘西側リゾートホテルの開業を見据えた海外プロモーション、砂丘東西を結ぶ乗合タクシー、シェアサイクルの実証事業など、二次交通の整備や観光事業者と連携した外国人観光客の受入環境整備などに取り組み、公設地方卸売市場の令和7年度全面供用開始などとあわせて、地域経済の好循環につなげてまいります。

中山間地域においては、国府・神護地区でのかやぶき交流館を活用した体験学習や居場所づくり、地域のブランド品の開発、また、鳥の劇場の「舞台芸術」を活用した人材育成、交流促進など、これらの施設を中心とした周辺地域一帯を、多様な人々が「出会い」、「集い」、「学び」、「つながる」交流拠点エリアとして確立していくなど、特色ある地域資源を

活かした交流・関係・定住人口の増加などによる地域活性化をめざしてまいります。

（５）地域防災力の強化

本年は、令和６年元旦に発生した能登半島地震から１年が経過するとともに、６，４００名を超える人命が失われた阪神・淡路大震災から３０年となる節目の年であり、改めて亡くなられた方に深く哀悼の意を表します。

本市においても、令和５年台風第７号災害で受けた被害の爪痕は残っており、その復旧・復興に引き続き取り組むとともに、これまでの災害の経験を教訓として、激甚化・頻発化する災害への対応をしっかりと進めることが重要と考えております。

災害関連死が多く発生した能登半島地震の検証などを踏まえ、簡易ベッドなどの避難所環境の改善に資する資機材の備蓄を推進するとともに、迅速な避難所の開設のため、避難所となる小中義務教育学校校舎の緊急開錠システムを整備します。

また、発災時の地域における応急対策活動の拠点としての役割を担うための総合支所の整備や、震災時の通電火災による出火や延焼を防止する感震ブレーカーの設置について引き続き支援し、地域防災力の更なる強化に取り組んでまいります。

（６）地域共生社会の実現

人口減少、少子高齢化や小世帯化の進行を背景に、ひとり暮らし高齢者の増加など、地域における人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。また、孤独・孤立の状況にある人など、これまでの制度では十分に対応できない様々な福祉課題の顕在化が進むなかで、地域で住民同士が支え合い、地域の関係機関・団体と連携した協働による地域づくりを推進していく必要があります。

こうした課題に対応するため、令和７年度からスタートする新たな地域福祉推進計画をもとに、地域福祉活動の推進・支援や地域で支え合う防災体制の構築などを進めるとともに、「つながりサポーター」など、麒麟のまち圏域での官民連携による孤独・孤立対策や、市内全中学校区で実施している地域食堂の事務局機能を持つ地域食堂ネットワークの強化、生活困窮者の住まいに関する相談機能の充実を図ります。

また、身寄りのない高齢者を包括的に支える新しい権利擁護事業の実施に向けた取り組みを進めるとともに、後期高齢者が増加する２０２５年問題にしっかりと対応しながら、後期高齢者数のピークが見込まれる２０４０年を見据え、誰ひとり取り残すことのないよう、住み慣れた地域で自分らしく、共に支え合いながら安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現をめざしてまいります。

（７）脱炭素先行地域の加速

令和５年度からスタートした「脱炭素先行地域」は、２０３０年度までに電力使用に伴うカーボンニュートラルと地方創生を同時に実現するため、若葉台地域と佐治町において、太陽光、水力といった多様な地域共生型再生可能エネルギー設備を最大限導入する取り組みを強力に進めています。

令和７年度からは、住宅に太陽光発電設備と蓄電池を導入し、高度なエネルギーマネジメント技術で蓄電池などを制御し、効率的に需給調整するエネルギーの地産地消を本格的に展開していくこととしており、これら事業を加速していくため、本市と技術・知見を有する企業による共同出資のもと、地域エネルギー事業会社「株式会社スマートエネルギーとっとり」を昨年１２月に設立しました。

本市は、「株式会社スマートエネルギーとっとり」と共に民間ビジネスによる地域脱炭素の取り組みを加速させ、２０３０年度までに鳥取市脱炭素先行地域計画を実現し、脱炭素ロードマップに基づく２０５０年のゼロカーボンシティ構築に向けた道筋を付け、再生可能エネルギーの地産地消で地域経済の好循環を生み出し、持続可能な社会の実現を目指します。

（８）子ども・子育て政策の強化

本市では、昨年４月に「こども家庭センター」を開設し、妊娠期から

子育て期までの様々な不安や困り感への相談対応を行い、1月までに2,000件を超える相談を受けるなど、子育て世帯に寄り添った切れ目ない支援を進めています。

昨年7月からは、山陰地方で初となる「こども誰でも通園制度試行的事業」を実施しており、来年度は、さらに実施施設を私立保育園へ拡大するなど利便性の向上を図ることで、こどもの育ちを支援するとともに、保護者の育児負担の軽減に取り組んでまいります。

また、発達支援の必要な子どもへの安心・安全な療育環境の充実を図るために、児童発達支援センター若草学園の令和9年度の改築に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、子どもが安心して必要な医療を受けることができるよう、小児医療費の無償化を引き続き実施するとともに、疾病の早期発見・早期支援につなげる1か月児健康診査を公費負担とすることで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

今後も、安心して子どもを産み育てられるまちでありつづけるよう、子育て施策を力強く推進してまいります。

（9）教育環境の充実

少子化の進行により小規模な学校が増えるなか、「個別最適な学び」と「協働的な学び」がバランスよく実現できる教育環境を中長期に渡って持続していく必要があり、学校の適正配置は、子どもたちの教育環境

を考えるうえで重要な課題です。

気高地域新設統合小学校の学校予定地の決定を受け、学校用地の造成や校舎の設計、「気高地域学校統合準備委員会」の開催など、開校に向けた事業を進めるとともに、建物の老朽化が著しい鳥取市第一学校給食センター、湖東学校給食センターについて、アレルギー対応食専用調理室などを備えた新たな学校給食センターの整備を、令和9年9月の開所を目指し着実に推進してまいります。

また、学校プール施設の老朽化や管理業務の教職員負担が課題となるなか、民間スイミングスクールを活用したモデル事業を実施・検証し、今年度設置した「鳥取市立学校プール施設のあり方に関する検討委員会」において引き続き将来のプールのあり方を検討してまいります。

さらに、全国的に特別な支援や配慮を要する児童生徒が増加するなか、本市においては、児童生徒一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた支援・指導を行うため特別支援教育支援員を増員し、児童生徒の自立や社会参加に向けた支援を強化します。

引き続き、子どもたちが生き生きと学び活動できるよう、保護者や地域の皆様の意向を踏まえながら、「鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針」に基づく学校のあり方の検討、計画的な学校施設整備などの教育環境の充実に努めてまいります。

3. 令和7年度当初予算の概要

続きまして、今定例会に提案しております令和7年度の当初予算案の概要について説明申し上げます。

令和7年度は、私の3期目の最終年度を迎え、4つの柱からなる政策公約の実現に向け、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、目標を着実に達成させていく年となります。

「人を大切にするまち、鳥取市」を合言葉に、「明るい未来プラン」によるコロナからの復興・再生、少子化・人口減少対策、こども・子育て政策の強化、さらには、国の「地方創生2.0」の動きにあわせ、麒麟のまち圏域1市6町で取り組む圏域全体での地方創生など、未来への投資を呼び込み、人やまちを元気にし、将来の希望につながる取り組みを力強く前進させ、予算規模は対前年度28億円的大幅増となる1,102億円、国の総合経済対策に呼応して1月、2月補正に前倒した予算と合わせた実質的な当初予算は1,107億円となり、コロナ禍の期間を除き過去最大の積極型予算となっています。

予算編成に当たっては、堅調に伸びている税収、計画的に積み増した基金や新たな交付金の活用などにより財源を確保するとともに、厳選した市債の発行など徹底した行財政改革に努めることで、持続可能な財政基盤の確立にも意を用いました。

これにより、これまで着実に成果を上げてきた第11次鳥取市総合計画と第2期鳥取市創生総合戦略の総仕上げを行うとともに、新たに第

1 2 次鳥取市総合計画と第 3 期鳥取市創生総合戦略を策定し、本市の 5 年後、1 0 年後、さらにその先をしっかりと見据え、議員各位をはじめ、多くの皆様からご意見ご提案をいただきながら、本市の明るい未来を切り拓く「道しるべ」となるよう努めてまいります。

国内外の情勢が大きく変化し、将来の予測が困難な時代であるからこそ、三期目・最終年度の市政の舵取りに当たっても、新たな取り組みに果敢に挑戦し、攻めの市政運営で諸課題に対応してまいりますので、引き続き、市民の皆様や議員の皆様のご支援ご協力をお願いします。

4. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第 1 1 号から議案第 2 7 号までは、令和 7 年度の一般会計、特別会計及び企業会計の予算でありまして、ただいま申し述べました施策をはじめとする諸施策に必要な経費を計上しております。

議案第 2 8 号から議案第 4 2 号までは、一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算でありまして、国の補正予算に呼応した諸施策に必要な経費、事業費確定に伴う精算などを計上しております。

議案第 4 3 号は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。

議案第４４号は、鳥取市まちなか交流広場の新設に伴い、設置及び管理並びに使用料について必要な事項を定める条例を制定するものです。

議案第４５号は、刑法の一部改正に伴い、懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるほか所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第４６号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第４７号は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第４８号は、鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計を廃止するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第４９号は、鳥取市特別支援学級教育振興基金について、運用型基金から取崩し型基金に改めるため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第５０号は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴い、戸籍等に関する証明手数料を無料とするため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第５１号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第５２号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一

部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第５３号は、児童福祉施設及び認定こども園の職員配置に関する特例措置の適用期限を５年間延長するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第５４号は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第５５号は、しかの温泉館の温泉利用料を改定するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第５６号は、市営住宅について、管理代行制度を導入するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第５７号は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、これに準じて退職報償金の勤務年数区分を追加するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第５８号は、鳥取市営サッカー場施設の利用料金について、所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第５９号は、公営企業職員について、人事院勧告を踏まえて配偶者に係る扶養手当を廃止し、単身赴任手当及び住居手当の支給対象者を改めるとともに所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 6 0 号は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 6 1 号は、専門医制度の改正に伴い、医師奨学金の返還債務の免除及び猶予の要件を改めるとともに、その他所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 6 2 号は、鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計を廃止することに伴い、関係する条例を廃止するものです。

議案第 6 3 号は、私立学校法の一部改正により、条例に基づく助成を廃止するため、関係する条例を廃止するものです。

議案第 6 4 号は、包括外部監査契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第 6 5 号は、今議会に提案している辺地対策事業債の活用事業などを、辺地に係る公共的施設の総合整備計画に位置付けるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第 6 6 号は、今議会に提案している過疎対策事業債の活用事業などを、鳥取市過疎地域持続的発展計画に位置付けるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第 6 7 号及び議案第 6 8 号は、それぞれ市道の路線の認定及び変更を行うに当たり、必要な議決を求めるものです。

報告第 2 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うため、関係する条例の一部改正を令和7年1月23日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第3号から報告第5号までは、栄養士法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うため、関係する条例の一部改正を令和7年1月23日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第6号は、令和6年10月1日、相手方車両が弥生町地内の市道を走行中、停車中の車を避けようと右側に寄ったところ、道路から伸びていた草が接触しバンパー等を傷つけた事故の損害賠償の額及び和解について、令和7年1月23日に専決処分しましたので報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。